

昨年から問題になっていた食品の産地や消費期限の偽装が毒入り餃子にまで発展するとは、まさに「驚き」の一言に尽きます。メイドインチャイがいけないのか、食に対する検査体制が疎かなのか、何れにしても困った問題です。子供がスーパーやコンビニに並んでいる餃子を食いたいと言っても、買い控えているのは私だけではないと思います。せめて子供だけには安心・安全な物を食べさせてあげたいという親心は叶わないことなのではないでしょうか！さて少し長い書き出しになりましたが、今回は移動式クレーンを運転する時に必要な資格についてお話ししたいと思います。基本中の基本とは思いますが、最後までお付き合いください。

VOL.90 移動式クレーンを運転する時に必要な資格の話

移動式クレーンの運転資格

移動式クレーンとは「トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、オルテレーンクレーン、カーゴクレーン(ユニック)クローラークレーン、浮きクレーン、鉄道クレーンなどのことをいい、これらのクレーンを運転する資格は

資格区分	特別教育	技能講習	運転士免許
吊上げ荷重0.5トン以上、1トン未満	○	○	○
吊上げ荷重1トン以上5トン未満	×	○	○
吊上げ荷重3トン以上	×	×	○

右の表の通り、吊上げ荷重の重たさに準じ特別教育・技能講習・運転免許 * ○は運転可能、×は運転不可などの資格があります。また公道を走行する場合は別の資格が必要になります。

公道を運転するための免許

移動式クレーンで道路を走行させるための運転免許はご存知の通り、ラフタークレーンは大型特殊免許になり、トラッククレーン、オルテレーンクレーン、カーゴクレーン(ユニック)などは普通免許・**中型免許**・大型免許が必要になります。ここでは昨年の6月2日に新設された中型免許の概要をご紹介します。新設の目的は、車両総重量

5トン以上の大きな車による死亡事故が顕著に高く、それを防止する必要があったことと、年々車両が大きくなっていることもあり、現状の自動車事情に対して免許制度の見直しを図ることにあったようです。右の表に改正前後の内訳をお書きしましたが、**法律施行前**

改正前

区分	普通免許		大型免許	
	普通自動車	大型自動車	大型自動車 (特に大きな車両)	
自動車の種類	普通自動車	大型自動車	大型自動車 (特に大きな車両)	
車両総重量	8トン未満	8トン以上11トン未満	11トン以上	
最大積載量	5トン未満	5トン以上6.5トン未満	6.5トン以上	
乗車定員	10人以下	11人以上29人以下	30人以上	

改正後

区分	普通免許	中型免許	大型免許
自動車の種類	普通自動車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	5トン未満	5トン以上11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	11人以上29人以下	30人以上

に普通免許、大型免許を持っている方の運転できる車の範囲に変わりはありません。また免許証に記載してある種類の部分に「中型」という項目が増え、法律施行前の普通免許を持っている場合、法律施行後に免許証を更新すると、種類に「中型」免許の条件等に「中型車は中型車(8t)に限る」と記載されます。

車両系建設機械の運転資格

機体重量3トン以上の移動式クレーンに掘削用や基礎用アタッチメントを装着して作業する場合は、移動式クレーンの運転資格を持っていても労働安全衛生法第61条(就業の制限)に基づき運転することができません。車両系建設機械とは、労働安全衛生法施行令別表7に掲げてある建設機械で下記の表のようになっています。

表にある機械や移動式クレーンに該当するアタッチメントを装着して作業する場合、各車両系建設機械技能講習を修了していなければ運転することはできません。

整地・運搬・積み込み用機械	ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクターショベル、ずり積み機、スクレパーなど
掘削用機械	パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー
解体用機械	ブレーカー
基礎工事用機械	くい打機、くい抜き機、アースドリル、リバーササーキュレーションドリル、アースオーガーなど
締め固め用機械	ローラー
コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。